

春日部市介護保険条例の一部を改正する条例

春日部市介護保険条例（平成18年条例第27号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の項を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----------------|
| (保険料率等) 第12条 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,570円とする。 | (保険料率等) 第12条 |

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日部市介護保険条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。